

川西市「食べ残しゼロ運動」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大切な資源の有効活用や環境への配慮から食品ロスの削減に取り組む店舗を「食べ残しゼロ運動参加店舗」(以下「参加店舗」という)として登録することにより、食品ロスの削減等を促進するとともに、広く市民に周知し、食品ロス削減等に向けた意識の啓発・高揚を図ることを目的とする。

(登録の対象者)

第2条 登録の対象は、市内で営業する飲食店、宿泊施設及び食料品小売店(以下「店舗」という)とする。ただし、代表者又は役員が暴力団員ではないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(登録の要件)

第3条 市は、次の各号のいずれかの取組項目を1つ以上実践する店舗を参加店舗として登録する。

- (1) 食べ残し削減の呼びかけ等による啓発活動
- (2) 適量メニュー等の導入
- (3) 持ち帰りへの対応
- (4) 食料品販売における対応
- (5) 上記以外の独自の取組

(参加店舗の役割)

第4条 参加店舗は、登録した取組項目・内容を積極的に実践し、食品ロスの削減等に努めるものとする。

2 参加店舗は、交付されたポスター等の啓発物を店舗内の見やすい場所に掲示し、食品ロスの問題やこの取組について来店者に対する周知に努めるものとする。

3 参加店舗は、市が実施する取組に関する調査等に協力するものとする。

(持ち帰りへの対応)

第5条 取組項目のうち「持ち帰りへの対応」を実施する参加店舗は、次の各号に従い、持ち帰りの提供を行わなければならない。なお、市は食べ残しの持ち帰りについて、食中毒やその他対象に異変が起きた場合等の一切の責任を負わないものとする。

- (1) 持ち帰り可能な食品は、十分な過熱調理を行い、常温で保存が可能な食品であつ

て、店舗側が持ち帰り可能と判断したものをいう。

(2) 持ち帰りの提供は、持ち帰りの希望者(以下「希望者」という。)からの申し出があった場合に行うこと。

(3) 持ち帰りの提供は、希望者に衛生上の注意事項等を十分に説明し、持ち帰った料理を食したことにより、食中毒等の食品事故が発生した場合、希望者による自己責任となる旨を、希望者との合意の上に行うこと。

(4) その他、持ち帰りの取扱いについて、注意書きを添えるなど、食中毒等の予防をするための工夫をすること。

(申込方法)

第5条 参加店舗として登録を希望する店舗等の代表者(以下「申込者」という)は、申込み用紙に必要事項を記入し、市長へ提出するものとする。

2 市は、申込者から提出された申込み書の内容を確認し、第2条及び第3条の要件を満たす場合は、市のホームページ等に掲載し紹介するものとする。

3 申込者は、市に申込書を提出した時点で店舗情報を紹介することに承諾したものとする。

(登録の廃止)

第6条 参加店舗は、第3条の要件を満たさなくなった場合又は店舗を廃止するなど登録抹消を希望する場合は、登録廃止届を市長へ提出する。

2 市は、登録廃止届の内容を確認し、市のホームページ等の掲載情報から削除する。

(登録内容の変更)

第7条 参加店舗は、登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容変更届を市長に提出するものとする。

(登録の抹消)

第8条 市は、参加店舗がこの要綱に掲げる要件のいずれかを欠くことが判明した場合又は信用を失墜する行為を行うなど協力店として適当でないと判断した場合は、登録を抹消することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。